

一消費者トラブル情報一

＜あいちクリオ通信 平成27年8月号（No. 327）＞

プリペイドカードの番号を求められ金銭を騙し取られる手口に注意！ ～番号は絶対に教えないで！～

近年、コンビニ等で簡単に購入できるプリペイドカードが次々と登場し、その利便性の陰で、アダルトサイト等のデジタルコンテンツ利用料の支払いを求められた際に、プリペイドカードの番号を聞き取られ、カードの全額が引き出される手口が増加しています。

「サーバ型」のプリペイドカード（※）の番号を業者へ伝えると、金銭を支払ったことと同様の事態となり、返金を求めることは非常に困難です。プリペイドカードの購入を指示し、その番号を知らせることを求める業者は詐欺業者である可能性が高いため、カードの番号は決して伝えないようにしましょう。

※電子ギフト券などのように、金銭的な価値が発行会社のサーバに記録され、インターネットを通じてカード番号を入力するだけで利用することができるプリペイドカード



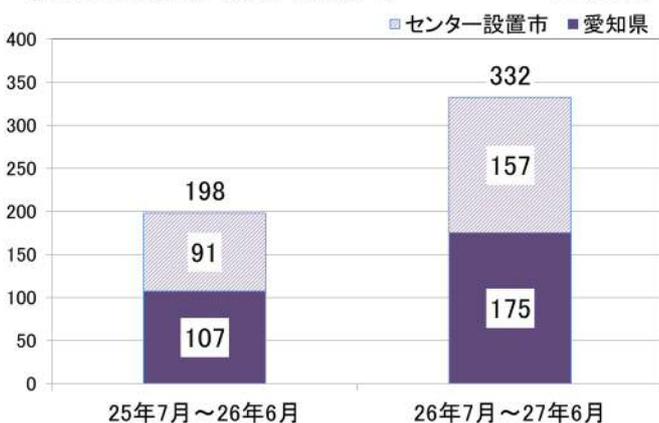
(国民生活センターHPより)

○プリペイドカードの悪用に関する相談件数の推移

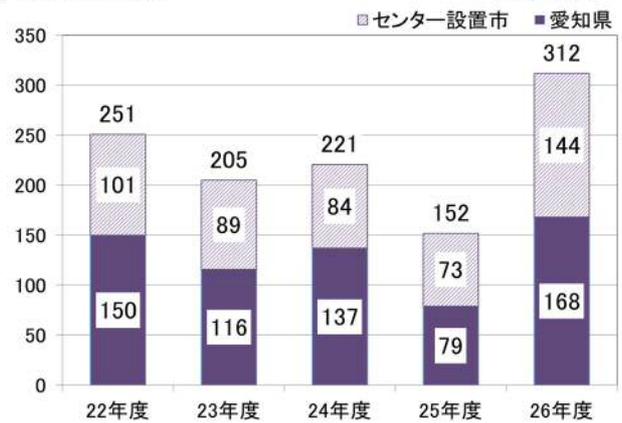
平成26年7月から平成27年6月までに愛知県（消費生活総合センター及び各消費生活相談室）に寄せられた相談は175件（※1）となり、前年同期と比べて63.6%（68件）増加しました。

また、同期間において愛知県内の消費生活センター設置市に寄せられた相談件数は157件（※2）で、愛知県の相談件数との総計は332件となり、前年同期と比べて67.7%（134件）増加しました。

〔過去1年の推移（対前年同期）〕 (単位:件)



〔年度別の推移〕 (単位:件)



※1 相談の詳細については、2～3ページに掲載

※2 平成27年8月14日時点のPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）登録件数

愛知県県民生活部県民生活課

*この内容は、8月24日（月）午前10時から愛知県のWebページでご覧いただけます。

<http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/>

または

広報誌・機関紙等への転載などに、ぜひご活用ください。

プリペイドカードの悪用に関する相談（愛知県）の概要

＜最近の相談事例から（平成26年7月～平成27年6月）＞

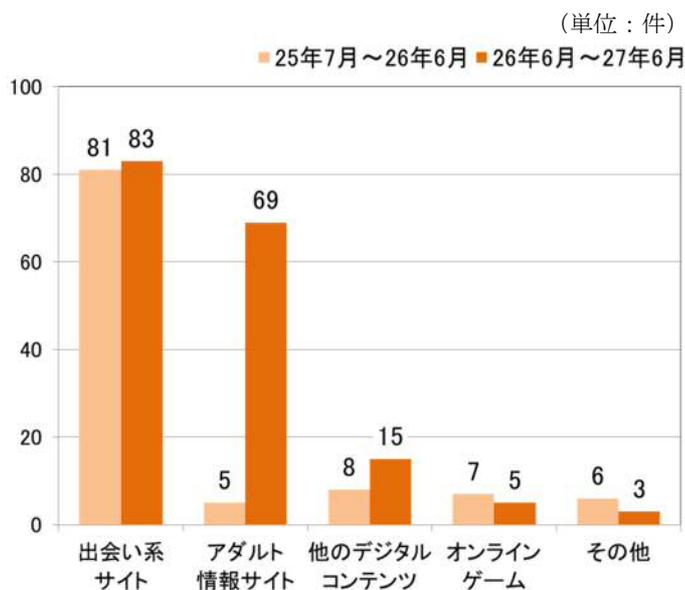
☆ 愛知県に寄せられたプリペイドカードの悪用に関する相談（デジタルコンテンツに限る。）について、商品別に見ると、「出会い系サイト」が83件（47.4%）と最も多く、次いで「アダルト情報サイト」が69件（39.4%）となりました。また、「アダルト情報サイト」については、前年同期と比べて64件増と急増しました。

☆ デジタルコンテンツの商品別相談件数（総数）に占める「プリペイドカードの悪用に関する相談」の割合を前年同期と比較すると、「出会い系サイト」が3.8%増、次いで「アダルト情報サイト」が1.9%増、次いで「他のデジタルコンテンツ」が1.0%増となりました。

☆ 契約当事者の年代別では、「20代」が51件（29.1%）と最も多く、次いで「40代」が34件（19.4%）、次いで「30代」が28件（16.0%）となり、若者や中年世代からの相談が多くなりました。

【プリペイドカードの悪用に関する相談状況（平成26年7月～平成27年6月）】

○商品別（対前年同期）



○プリペイドカードの悪用に関する相談の割合（対前年同期）

(単位：件)

商品	期間	相談件数（総数）	内プリペイドカード	割合
出会い系サイト	25年7月～26年6月	410	81	19.8%
	26年7月～27年6月	351	83	23.6%
アダルト情報サイト	25年7月～26年6月	3,002	5	0.2%
	26年7月～27年6月	3,222	69	2.1%
他のデジタルコンテンツ	25年7月～26年6月	468	8	1.7%
	26年7月～27年6月	552	15	2.7%
オンラインゲーム	25年7月～26年6月	161	7	4.3%
	26年7月～27年6月	120	5	4.2%
その他	25年7月～26年6月	465	6	1.3%
	26年7月～27年6月	406	3	0.7%

◆契約当事者の年齢別

①20代：51件（29.1%） ②40代：34件 ③30代：28件 ほか

◆契約当事者の性別

①男性：97件（55.4%） ②女性：78件

◆契約当事者の職業別

①給与生活者：114件（65.1%） ②家事従事者：18件 ③無職：16件 ほか

◆契約購入金額

平均：62万6千円

◆既払金額

平均：48万8千円



相談事例

アダルトサイトのワンクリック請求でギフト券を購入し番号を伝えてしまった。(20代 男性)

アダルト動画の再生ボタンを押した途端、アダルトサイトに登録され、125,000円を請求された。「誤作動方はこちらへ」と書かれた電話番号へ電話すると、「誤作動は確認できなかった。退会するためには、125,000円分の電子ギフト券を購入しその番号を教えろ。」と指示され従ったが、騙されたと思うので返金してほしい。有料のサイトに登録した認識はなかった。

(助言) 有効な申し込みをしていない場合、契約は成立していないため、料金を請求されても支払う必要はなかったことを説明した。また、相談者がギフト券の発行会社へ確認したところ、ギフト券は既に利用されていることが分かった。電子ギフト券のような「サーバ型」プリペイドカードは、匿名性が高いサービスであるため、返金は非常に困難であることを説明した上で、今後は一切相手にしないよう助言した。

出会い系サイトで騙されたため返金してほしい。(20代 女性)

「メールで相談に乗ると30万円の報酬が貰える」という言葉につられ、出会い系サイトに登録した。メールの送受信や連絡先交換のために費用がかかると言われ、クレジットカードやプリペイドカードで次々と支払いをしたが、いつまでたっても報酬が受け取れず、騙されていることに気が付いた。支払ったお金を返してほしい。

(助言) クレジットカード会社、決済代行業者及びプリペイドカードの発行会社へ騙された経緯を書面で通知したところ、クレジットカード決済分については全額返金され、プリペイドカード決済分についても、電子マネーで全額返金された。今後は知らない相手からの儲け話を安易に信じないように助言した。

アドバイス

●番号を伝えないようにしましょう

金銭的な価値が発行会社のサーバに記録され、インターネットを通じてカード番号を入力するだけで利用することができる「サーバ型」のプリペイドカードは、簡易に購入、支払ができるなど利便性のある反面、匿名性が高く、番号を不正に取得しようとする悪質業者とのトラブルが多く見られます。

業者に番号を伝えると、金銭を支払ったことと同様の事態となり、返金を求めることは非常に困難です。プリペイドカードの購入を指示し、その番号を知らせることを求める業者は詐欺業者である可能性が高いため、カードの番号は決して伝えないようにしましょう。

また、プリペイドカード購入時のレシート等は、トラブルの際の証拠書類となりますので、破棄せず保管しておきましょう。

●プリペイドカードの発行会社へ連絡しましょう

悪質業者は、消費者からプリペイドカードの番号を取得するとすぐに使用してしまうことが多いため、被害に気付いた際には、既に金銭的な価値がなくなっている場合も見られます。しかし、プリペイドカードの発行会社への連絡が早ければ悪質業者が利用する前に使用を停止することが可能な場合もありますので、トラブルに遭った場合は、早めに発行会社へ連絡しましょう。

●早めに相談しましょう

近年は様々な決済手段が登場し、その利用を通して生じるトラブルも増加傾向にあります。疑問や不安を感じた場合は、早めに最寄りの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

消費生活相談窓口のご案内

愛知県の消費生活相談窓口では、商品・サービスに関する契約トラブルや悪質商法による消費者被害、多重債務、製品事故など、消費生活上のトラブルについて、専門の相談員が相談に応じ、助言やあっせん等、解決のためのサポートをしています。

また、多重債務に関する相談については、弁護士・司法書士による法律相談も行っています（1回1時間以内・予約制）。

お困りの際には、お早目に愛知県消費生活総合センター及び最寄りの消費生活相談室又はお住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談ください。

愛知県			
相談窓口名称	電話番号	相談受付時間	
		消費生活相談窓口	多重債務法律相談(予約制)
愛知県消費生活総合センター	(052)962-0999	月～金 9:00～16:30 土・日 9:00～16:00	火・木 13:00～16:00
尾張消費生活相談室	(0586)71-0999	月～金 9:00～16:30	第2水 13:00～16:00
海部消費生活相談室	(0567)24-9998	月～金 9:00～16:30	—
知多消費生活相談室	(0569)23-3300	月～金 9:00～16:30	—
西三河消費生活相談室	(0564)27-0999	月～金 9:00～16:30	第1・3火 13:00～16:00
東三河消費生活相談室	(0532)52-0999	月～金 9:00～16:30	第2・4水 13:00～16:00
新城設楽消費生活相談室	(0536)23-8701	月～金 9:00～15:00	—
消費生活センター設置市 (原則、それぞれの市内にお住まいの方を対象としています。)			
相談窓口名称	電話番号	相談受付時間	
名古屋市消費生活センター	(052)222-9671 (052)222-9690(土・日)	月～金 9:00～16:15 土・日 9:00～16:15(電話のみ)	
豊橋市消費生活相談室	(0532)51-2305	月～金 10:00～16:30	
岡崎市消費生活相談室	(0564)23-6459	月～金 9:00～16:00	
一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	月～金 9:00～16:30	
瀬戸市消費生活相談室	(0561)88-2679	月・火・木・金(第5週を除く) 10:00～12:00/13:00～16:00	
春日井市市民活動推進課 消費生活相談室	(0568)85-6616	月～金 10:00～12:00/13:00～15:00	
春日井市東部市民センター	面談のみ	第2・4水 13:00～16:00	
豊川市消費生活センター	(0533)89-2238	月～金 9:00～16:00	
豊田消費生活センター	(0565)33-0999	毎日(12/29～1/3、5/3～5/5とその前後に連続する土・日・祝を除く) 10:00～18:00	
小牧市消費生活相談センター	(0568)76-1119	月～金 10:00～12:00/13:00～16:30	
消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口につながります。)			
188 いやや(嫌や!)			